

農業経営・就農支援センターについて

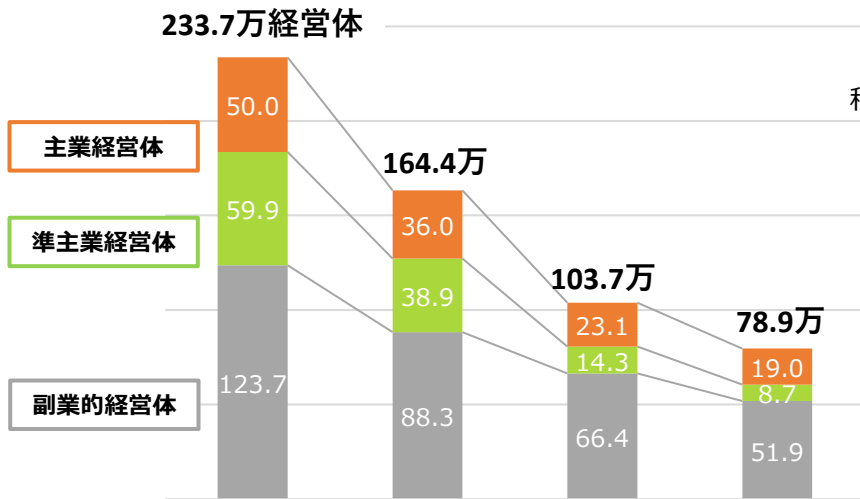
令和8年9月

MAFF
農林水産省

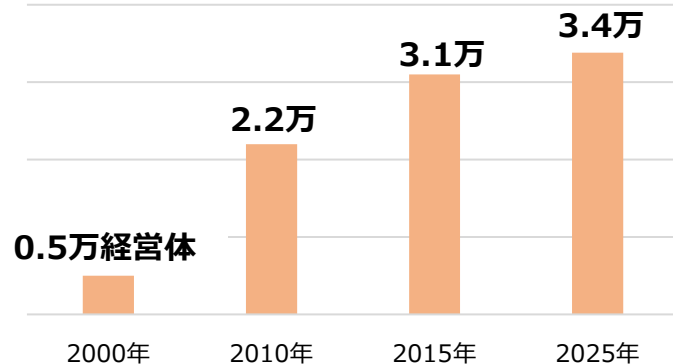
農業経営体数の推移・経営形態別のシェア

- 個人経営体は総じて減少し、特に副業的経営体が大きく減少。他方で、法人をはじめとした団体経営体数は着実に増加。しかしながら、2025年の個人経営体数は約79万、法人経営体数は約3万であり、経営体数は圧倒的に個人経営が多い。
- 多くの品目で主業経営体及び法人経営体、その他団体が農業生産の相当部分を担う構造を実現。水稻及び果樹については担い手シェアは5割程度に留まっている。

個人経営体数の推移



法人経営体数の推移

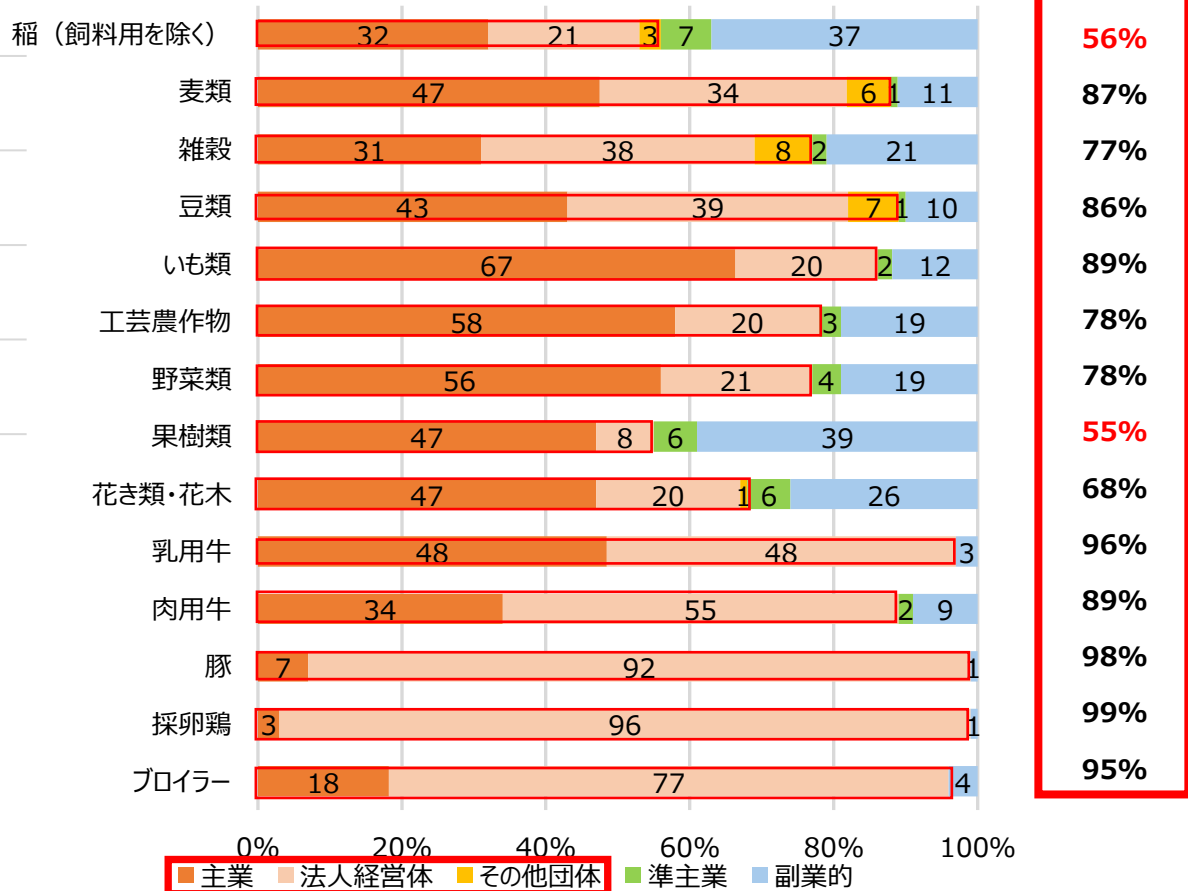


資料：農林水産省「農林業センサス」

上グラフにおいて、2000年及び2010年の主副業別経営体数は販売農家の数値

下グラフにおいて、2000年には一戸一法人は含まない

2025年の経営形態別シェア (作付面積、飼養頭数ベース)



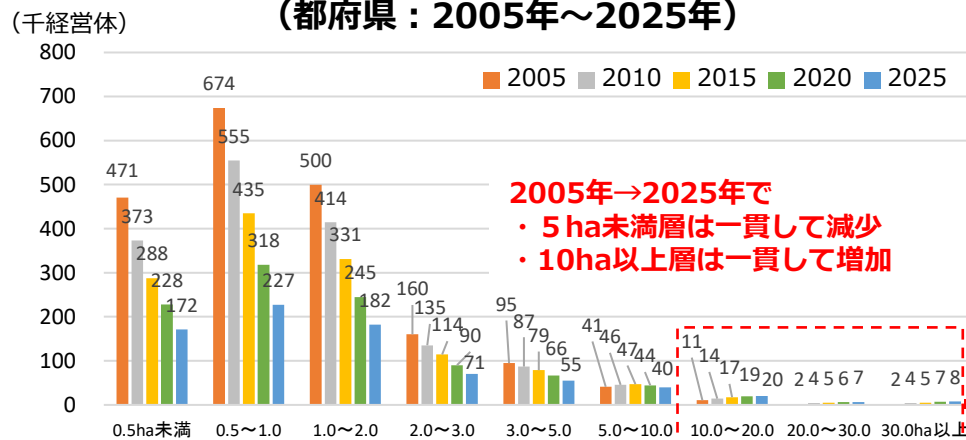
資料：農林水産省「農林業センサス」

主副業別などシェアの数字については、四捨五入の関係でそれぞれの品目の和が100%にならない場合や、グラフ右欄の「主業+団体シェア」と一致しない場合がある。

経営耕地規模別経営体数の推移

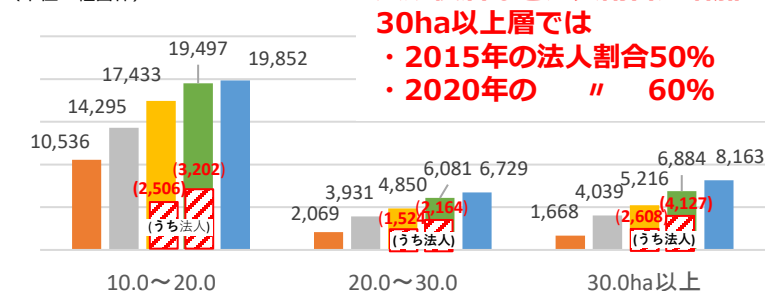
- 都府県における経営耕地規模別の経営体数は2005年以降、5ha未満の経営体数は一貫して減少する一方、10ha以上の経営体数は増加。
- 経営耕地面積に着目すると、これまで、10ha未満層が減少している一方で、10ha以上層は大きく増加。離農した経営体の農地を引き受けることによって経営体の大規模化が進展している。
- 特に大規模層ほど法人経営が占める割合が増加しており、30ha以上層では2015年に50%であった法人の割合は2020年には60%に拡大。
- これらのことから、離農した経営体の農地の受け皿となり農業法人の大規模化が進展していることがうかがえる。

経営耕地規模別の経営体数の推移
(都府県：2005年～2025年)

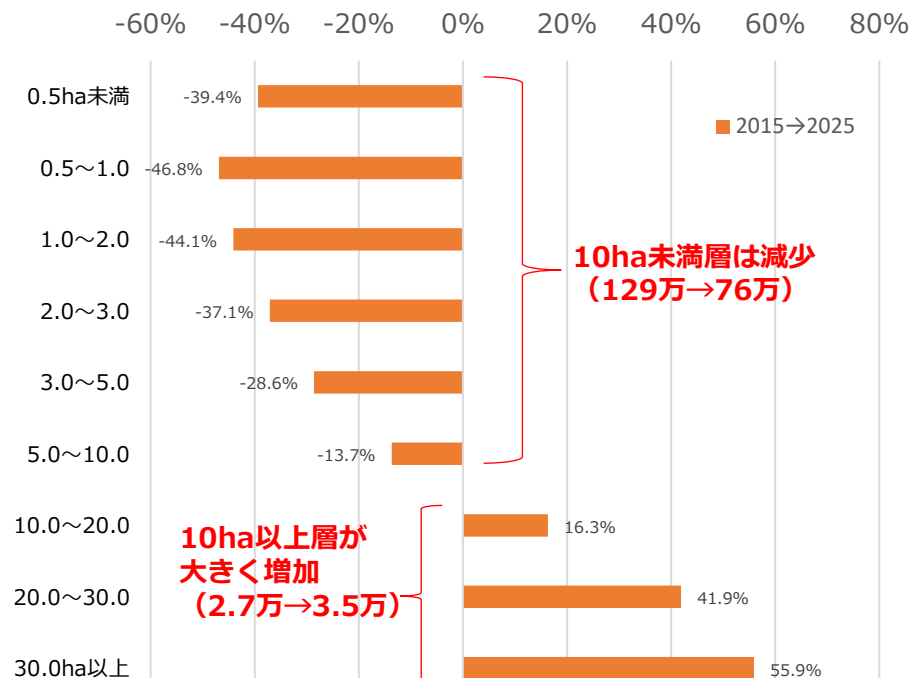


10ha以上層のみ

(単位：経営体)



経営耕地規模別の経営体数の変化率（都府県）
(2015年→2025年)

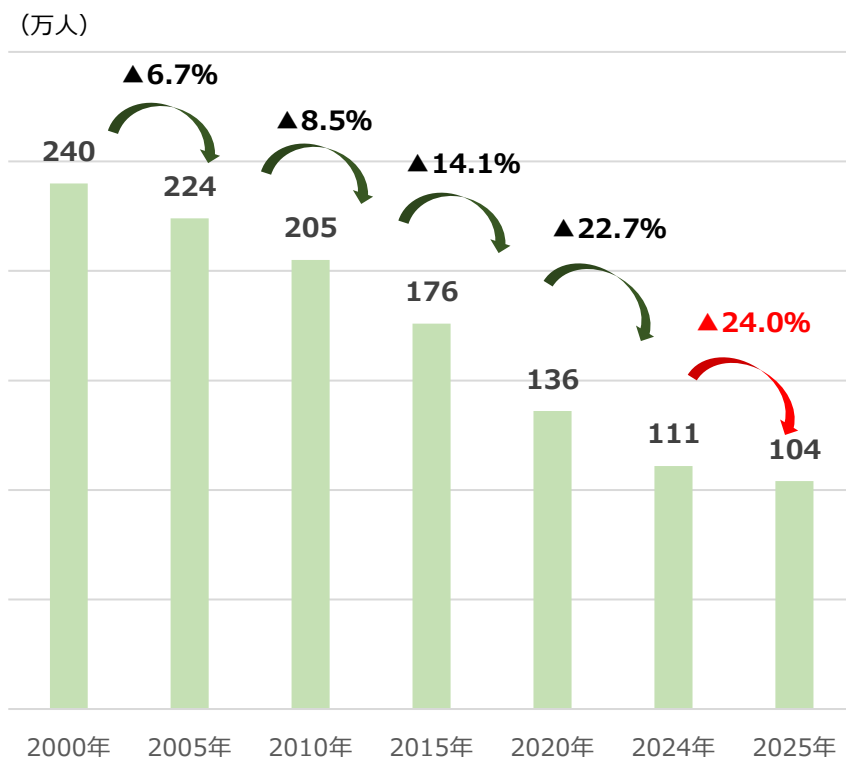


離農した経営体の農地を引き受けることによって
経営体の大規模化が進展

基幹的農業従事者数の推移・年齢構成の動向

- 個人経営体の農業者である基幹的農業従事者は、2000年の240万人から2025年には104万人に減少している。特に2015年から2020年、2020年から2025年では2割以上減少しており、2000年以降で最大の減少割合となった。
- 今後10年から20年先を見据えると、基幹的農業従事者数の一層の減少が見込まれ、少ない経営体で農業生産を支えていかねばならない状況。

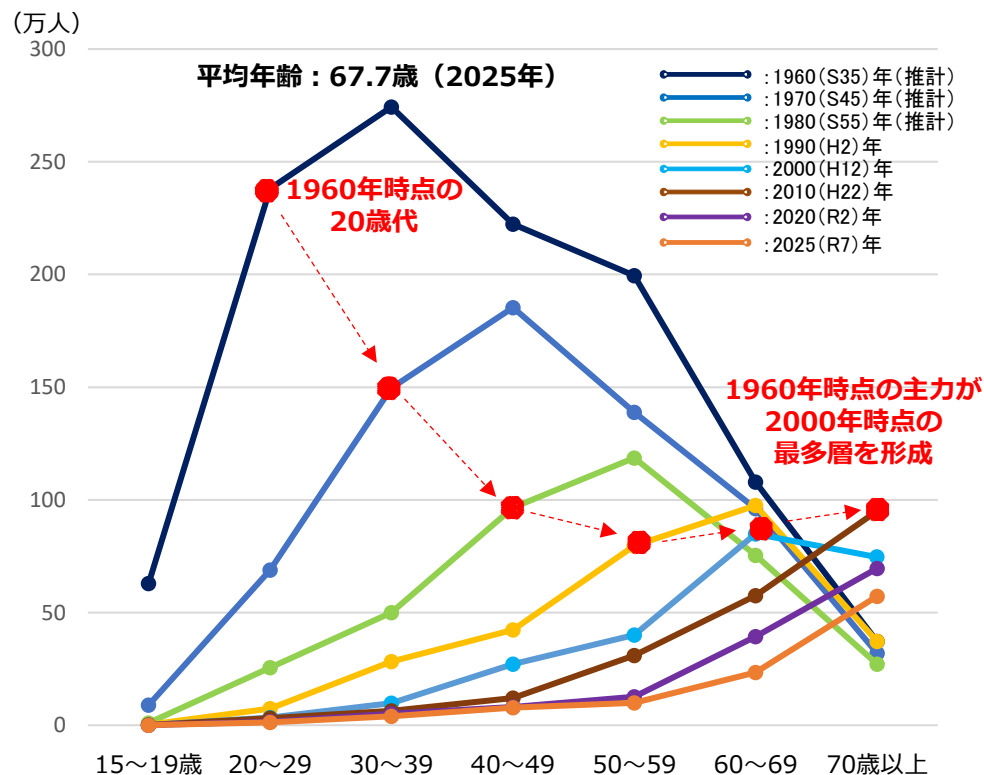
基幹的農業従事者数の推移



資料：

- ・ 農林水産省「農林業センサス」
- ・ 基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。
- ・ 2010年までの数値は販売農家であり、2015年以降は個人経営体の数値であることに留意。

基幹的農業従事者の年齢構成の動向



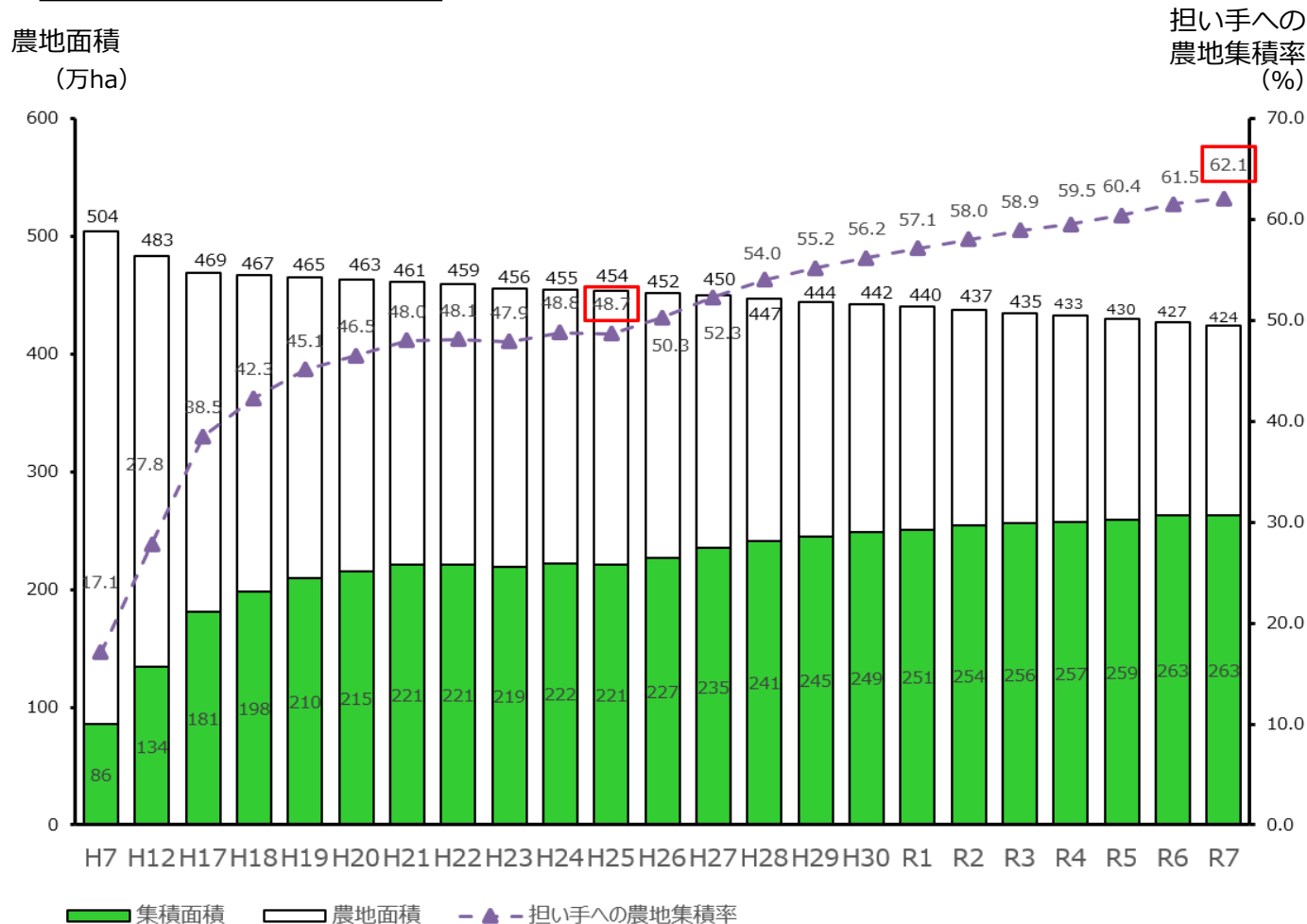
資料：

- ・ 農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」により作成。
- ・ 基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。
- ・ 昭和35年は農業就業者数（国勢調査）の年齢構成から推計。
- ・ また、昭和55年以前は、平成2年の総農家と販売農家の比率（年齢階層別）から推計。
- ・ 平成2年までは、16歳以上、平成7年以降は15歳以上。

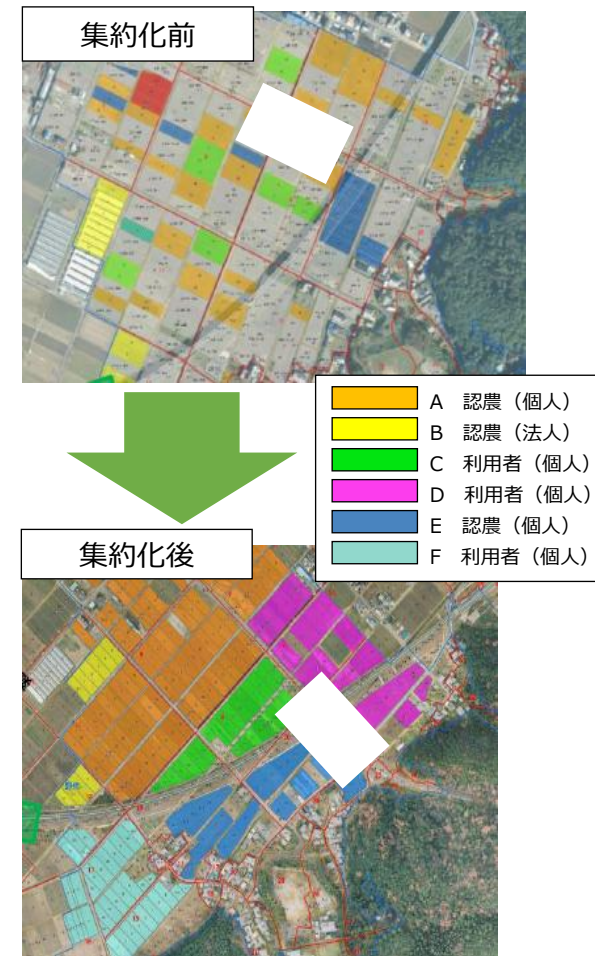
農地の状況

○ これまで、担い手への農地の集積を推進してきた結果、農地集積率は6割まで進展。今後、農業者が急速に減少する中で、農地の効率的な利用を確保し、生産性の向上を図るためには、農地の集積にとどまらず、農地の集約化が必要。

○ 担い手への農地集積の推移



○ 農地の集約化による生産性向上の例

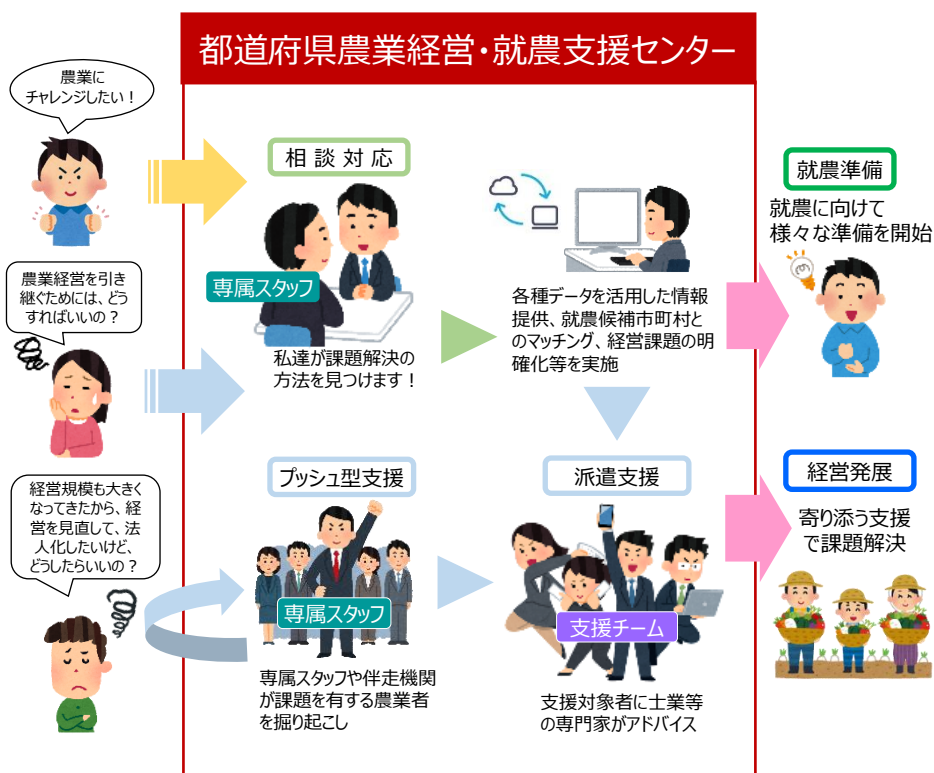


✓ 農地を集約化し、生産性を向上

農業経営・就農支援センター

- 都道府県知事が定める基本方針及び市町村が定める基本構想において、「農業を担う者の確保・育成」に関する事項等が改正農業経営基盤強化促進法に追加。
- また、都道府県は、農業を担う者の確保・育成のために必要な援助を行う拠点（農業経営・就農支援センター）を整備し、国等関係者は、情報の収集、連携協力等や援助に努めるものとされた。
- 農業経営・就農支援センターは、就農等を希望する者からの相談に対応し、希望者のニーズに応じた就農先市町村等を提案、紹介することで、円滑な就農を支援するとともに、農業者からの農業経営の法人化や継承などの相談に対応して課題解決に向けた指導・助言を実施。

農業経営・就農支援センターによる支援



農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）

（農業経営・就農支援センター）

第十一条の十一 都道府県は、その区域内において農業を担う者の確保及び育成を図るため、次に掲げる業務を行う拠点（次条第一項において「農業経営・就農支援センター」という。）としての機能を担う体制を整備するものとする。

- 一 経営管理の合理化その他の農業経営の改善、農業経営の円滑な継承及び農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）のために必要な助言、指導その他の農業経営に関する援助を行うこと。
- 二 新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者（以下この条において「就農等希望者」という。）及び就農等希望者（法人を除く。）をその営む農業に就業させようとする農業者並びにこれらの者の関係者からの相談に応じ、並びに当該者に対し、農業経営の開始又は農業への就業に関する情報の提供その他の援助を行うこと。
- 三 次条第一項の規定により提供された情報を活用し、就農等希望者の希望に応じ、当該就農等希望者を市町村その他の関係者に紹介し、農業経営の開始又は農業への就業のために必要な調整その他の援助を行うこと。

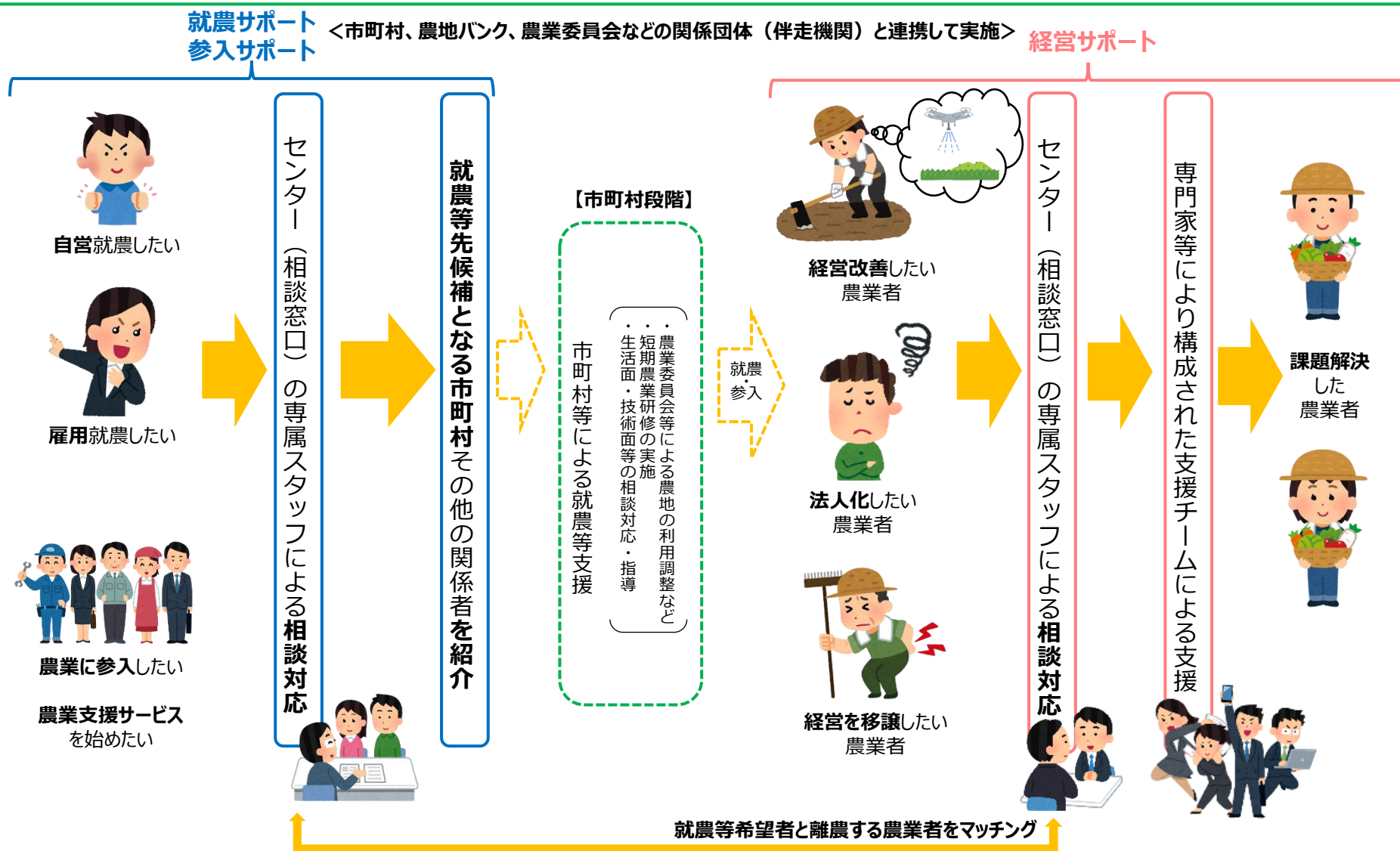
（農業を担う者の確保及び育成を図るための国等の援助）

第十一条の十二 国、地方公共団体、農業経営・就農支援センターとしての機能を担う者、農業委員会、農業委員会等に関する法律第四十四条第一項に規定する機構、農地中間管理機構その他の関係者は、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報を収集し、相互に提供するように努めるものとする。

- 二 前項に規定する関係者は、相互に連携協力し、次に掲げる措置を講ずるように努めるものとする。
 - 一 第十三条第二項に規定する認定計画の達成のために必要な経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善等のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置及び農業経営の円滑な継承のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助
 - 二 第十四条の五第二項に規定する認定就農計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助
 - 三 前二号に掲げる措置のほか、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報の提供、農業を担う者に対する農用地についての利用権の設定等、農業の技術又は経営方法の習得及び農業経営の確立の支援その他の措置

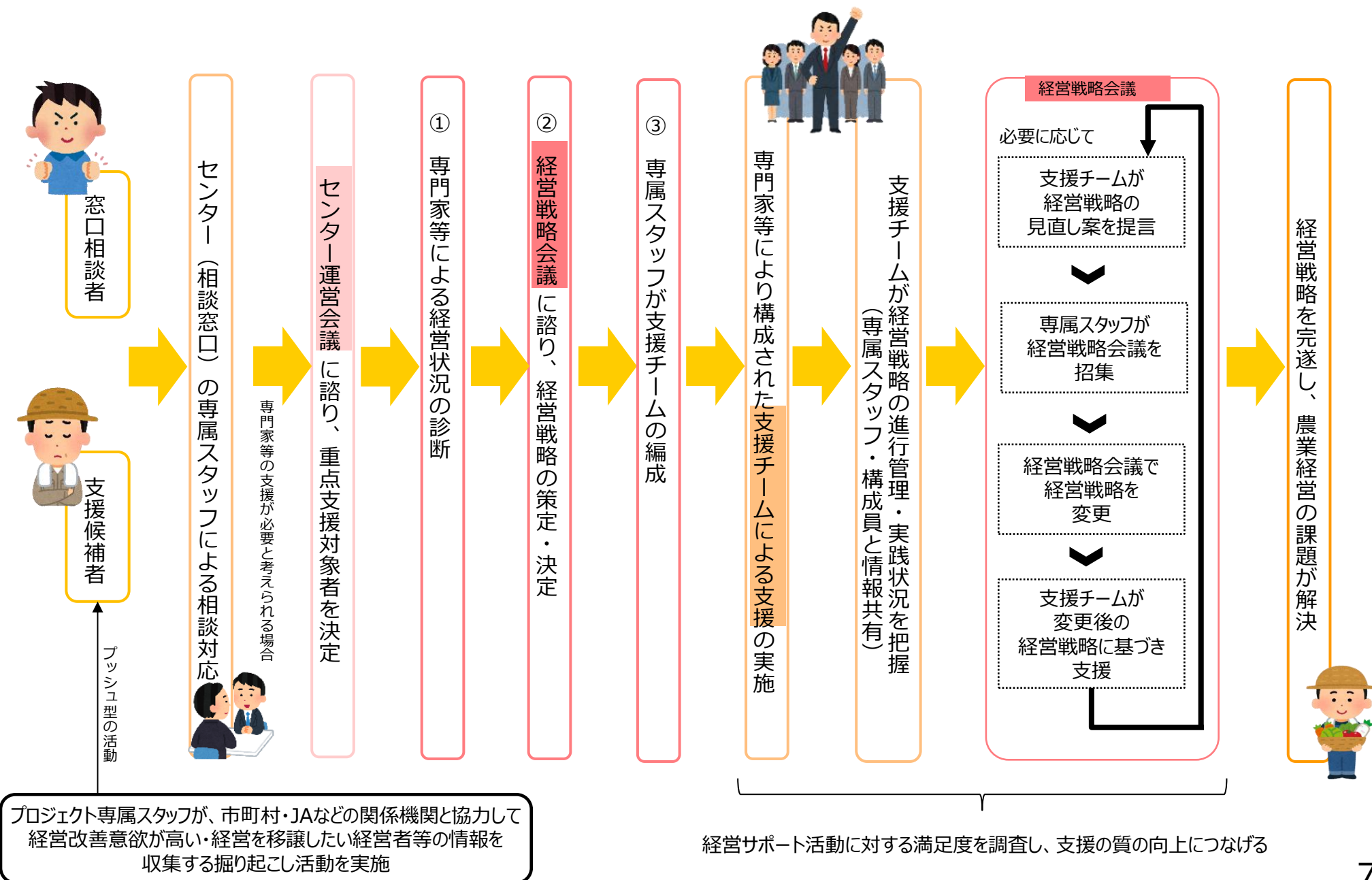
農業経営・就農支援センターによる支援（イメージ）

- 農業経営・就農支援センターは、都道府県段階で、農業を担う者を確保・育成するため、市町村や農業関係団体と連携して、①就農・参入サポート（就農・参入等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整など）及び②経営サポート（農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導など）を実施。



※上記のサポート活動のほか、就農・参入相談会や就農等フェア、経営セミナーの開催などを実施

農業経営・就農支援センターにおける経営サポートの流れ（イメージ）



農業経営・就農支援センターの体制（令和8年度）

- 就農サポート、経営サポート又は参入サポートの相談窓口を都道府県本庁に設置している都道府県は30道府県となっている。また、8 都府県以外では普及指導センターなどの出先機関にサテライト相談窓口を設置。
- 都道府県が相談窓口について委託等をしている相手先としては、農業公社系統又は農業会議系統に委託していることが多い。なお、就農サポートの相談窓口は農業公社系統、経営サポートの相談窓口は農業会議系統又は農協系統、参入サポートの相談窓口は、就農サポート又は参入サポートの相談窓口とあわせて、農業公社系統又は農業会議系統に委託していることが多い。

都道府県本庁における相談窓口の設置状況

相談窓口	都道府県数	都道府県名
就農・経営・参入 全ての窓口	13	青森県、岩手県、茨城県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県、新潟県、奈良県、和歌山県、鳥取県、 広島県 、大分県
就農及び参入	4	北海道、 神奈川県 、愛知県、 大阪府
経営及び参入	3	滋賀県、宮崎県、鹿児島県
経営サポートのみ	3	秋田県、福井県、福岡県
参入サポートのみ	7	宮城県、栃木県、群馬県、石川県、 島根県 、 佐賀県 、熊本県
本庁の窓口 設置なし	17	山形県、福島県、 東京都 、静岡県、富山県、岐阜県、三重県、京都府、兵庫県、岡山県、 山口県 、徳島県、香川県、 愛媛県 、高知県、長崎県、沖縄県

都道府県からの委託等による相談窓口の設置状況

相談窓口	都道府県数	都道府県名
就農・経営・参入 全ての窓口	15	福島県 、 静岡県 、 新潟県 、 福井県 、 岐阜県 、 三重県 、 京都府 、 兵庫県 、 奈良県 、 岡山県 、 徳島県 、 香川県 、 香川県 、 愛媛県 、 高知県
就農及び経営	9	北海道 、 青森県 、 宮城県 、 宮城県 、 山形県 、 栃木県 、 石川県 、 熊本県 、 宮崎県
就農及び参入	4	秋田県 、 東京都 、 山口県 、 福岡県
経営及び参入	6	山形県 、 東京都 、 神奈川県 、 富山県 、 長崎県 、 沖縄県
就農サポートのみ	15	岩手県 、 茨城県 、 群馬県 、 埼玉県 、 千葉県 、 山梨県 、 長野県 、 富山県 、 滋賀県 、 島根県 、 佐賀県 、 長崎県 、 大分県 、 鹿児島県 、 沖縄県
経営サポートのみ	9	岩手県 、 群馬県 、 愛知県 、 大阪府 、 和歌山県 、 島根県 、 山口県 、 佐賀県 、 大分県

(注) **赤字**はサテライト窓口を設置していない都府県を示している。
(資料) 令和8年度農業経営・就農サポート推進事業事業計画書及び都道府県庁への聞き取りにより作成

(注) 1 委託等をしている相手先が複数あるため、都道府県数の合計は47にはならない。
2 **青字**は農業公社系統、**赤字**は農業会議系統、**緑字**は農協系統、**黒字**はその他を示している。

経営サポートの実施状況（令和7年度）

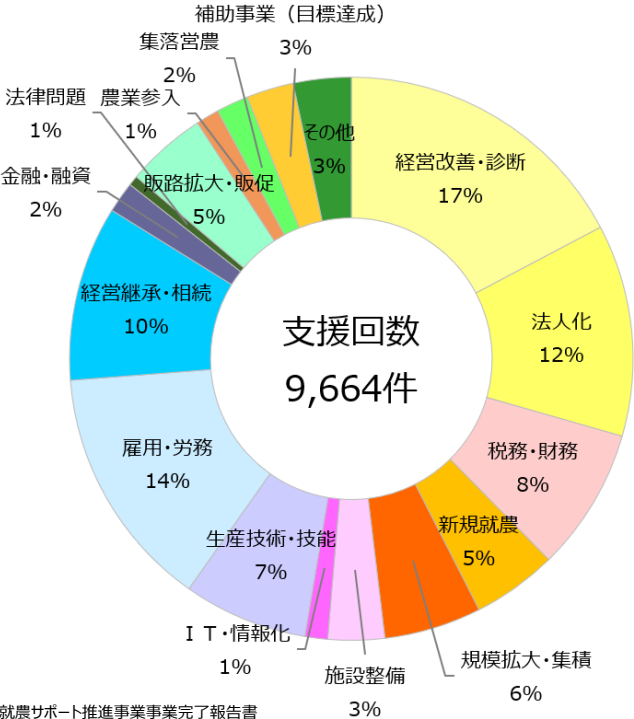
- 専門家により構成された支援チームを派遣するなどにより、2,769名の農業経営者に対して支援を実施。
- 経営相談の内容では、「経営改善・診断」が17%と最も多く、「雇用・労務」が14%、「法人化」が12%、「経営継承・相続」が10%、「税務・財務」が8%と続いており、全体としては専門性が求められる相談が過半以上を占める。
- 登録されている専門家は全国で2,247名、資格別では税理士が22.3%と最も多く、士業で全体の約7割を占めている。

支援対象者数

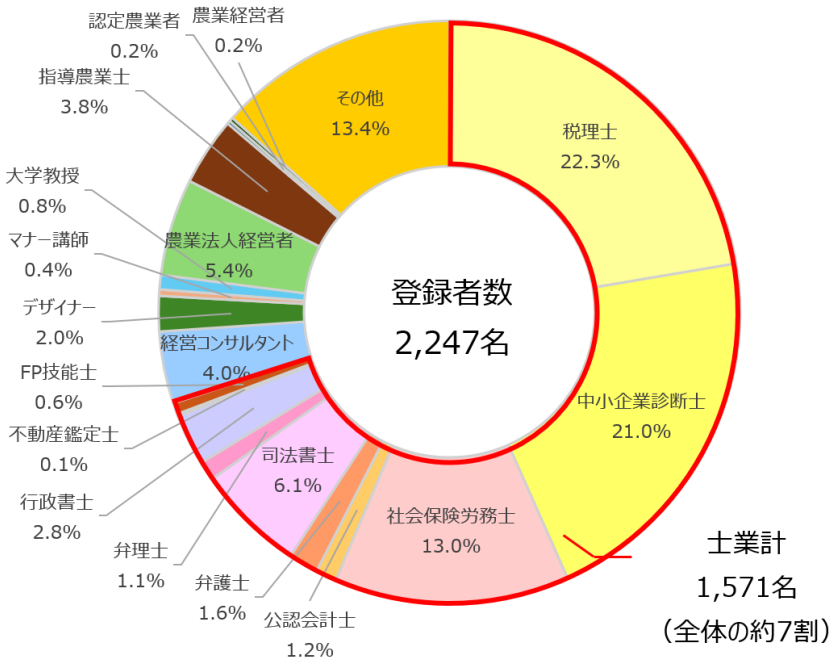
支援対象者数	
2,769名	うち専門家派遣あり
	1,576名

専門家派遣率：57.0%

経営相談の内容



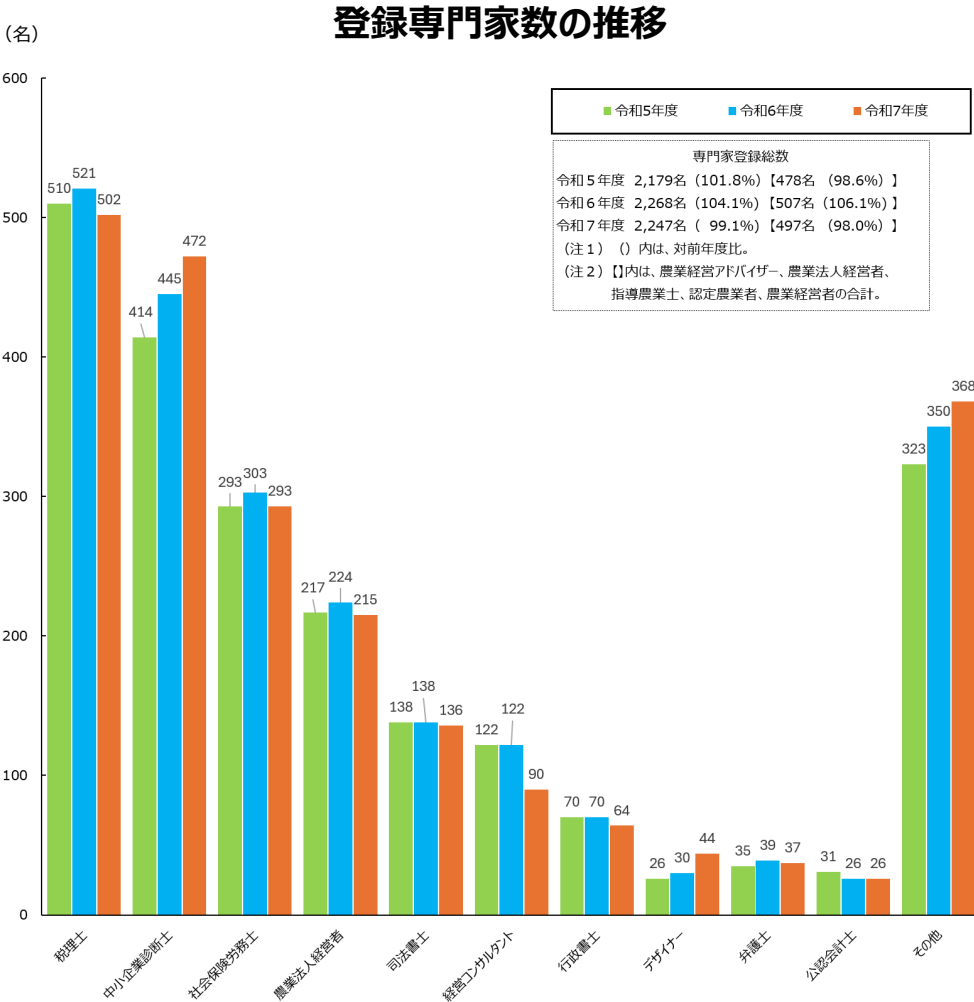
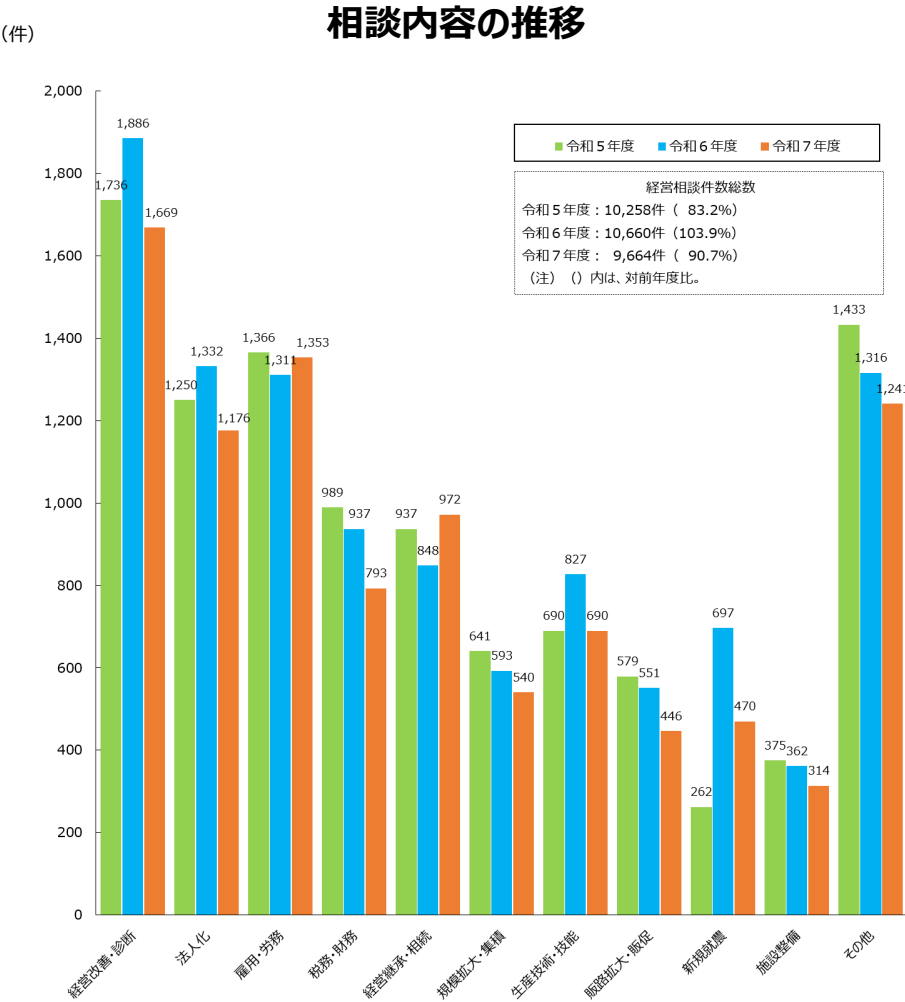
専門家の登録状況



（資料）令和7年度農業経営・就農サポート推進事業事業完了報告書

経営相談の内容と登録専門家数の推移

- 令和7年度における経営相談は、「経営改善・診断」が引き続き最多となっているが、米や茶の価格の上昇により経営体の経営状況が改善したこと等から、前年度に比べて相談件数は減少している。一方で、「雇用・労務」、「経営継承・相続」の相談件数は増加している。
- 登録されている専門家は2,200名前後で推移しており、資格別では、税理士・中小企業診断士・社会保険労務士が全体の過半超を占めている状況となっている。



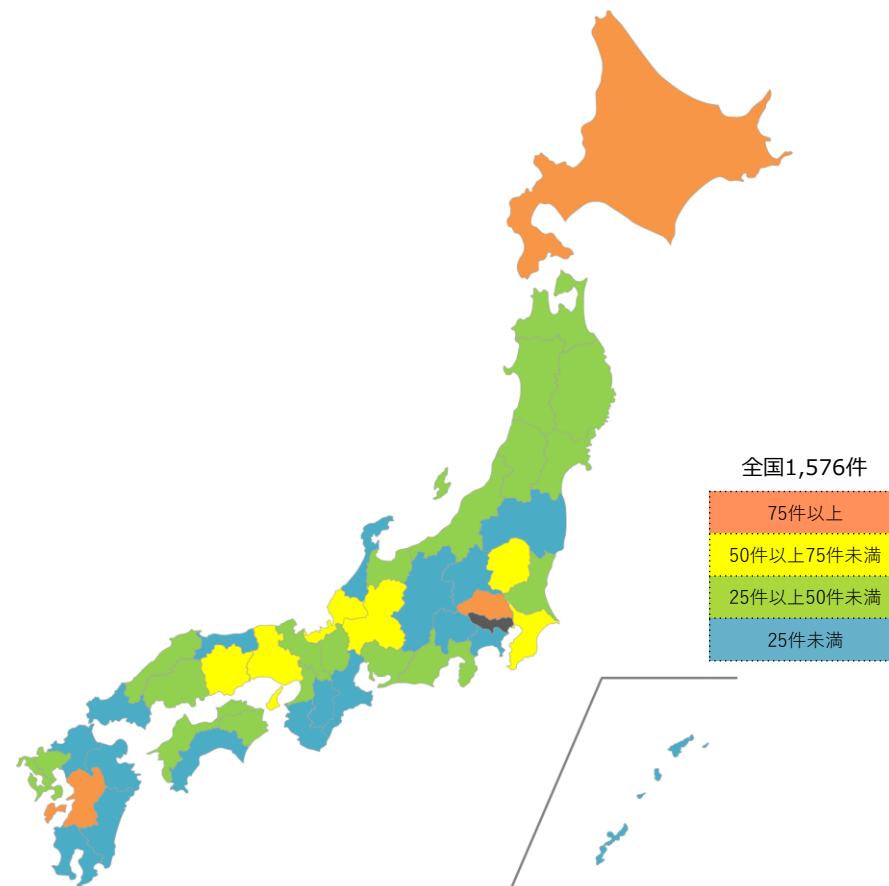
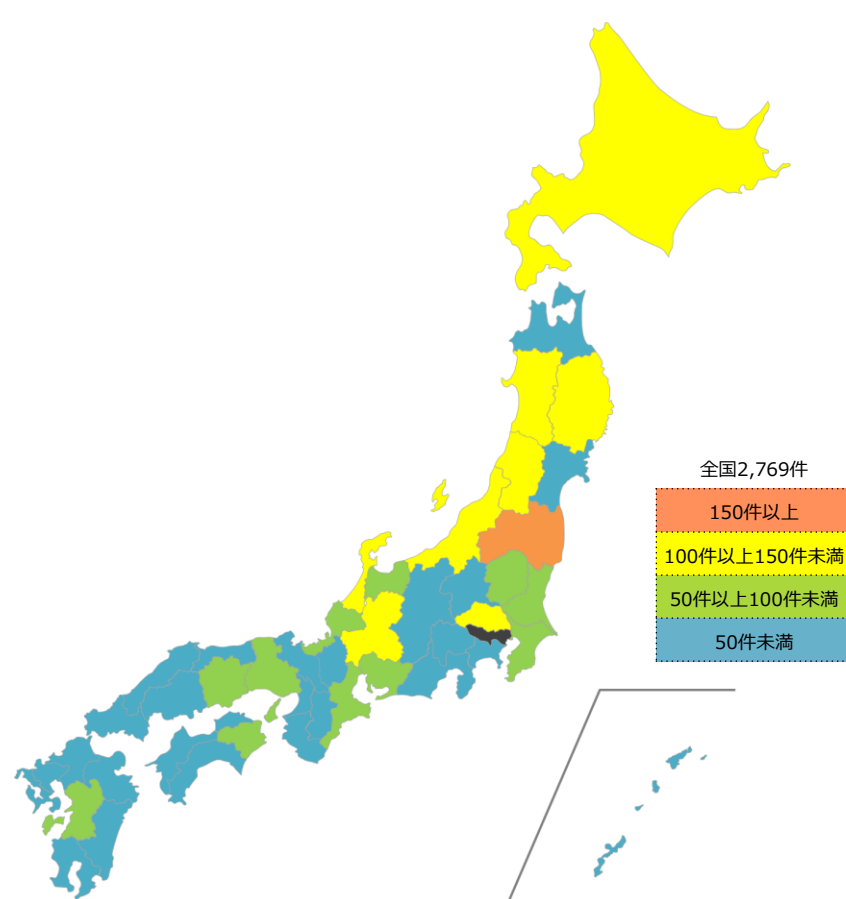
（資料）令和7年度農業経営・就農サポート推進事業事業完了報告書

都道府県別の経営サポート状況（令和7年度）

- 法人化や経営継承などの課題を有する農業者からの相談対応は、全国で2,769件となっており、最多の福島県は225件、最小の神奈川県は6件となっている。
- この経営診断に基づき、中小企業診断士や税理士などの専門家を農業者へ派遣する支援については、全国で1,576件実施しており、農業者の課題が解決するまでフォローアップを行っている。

経営サポートの実施状況

専門家派遣数



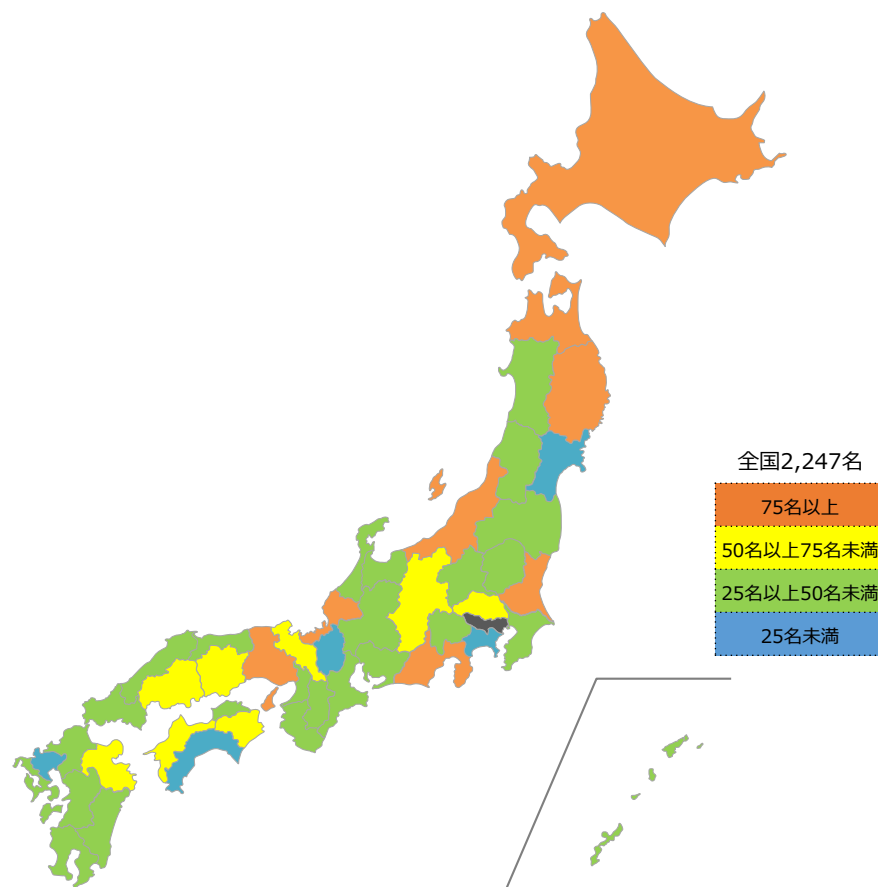
（資料）令和7年度農業経営・就農サポート推進事業事業完了報告書

（注）経営サポートの実施状況は、相談対応記録（相談カルテ）を作成した件数であり、補助事業や制度の説明など簡易な相談対応は含んでいない。また、経営セミナー等のプロジェクト活動による実績を含んでいない。

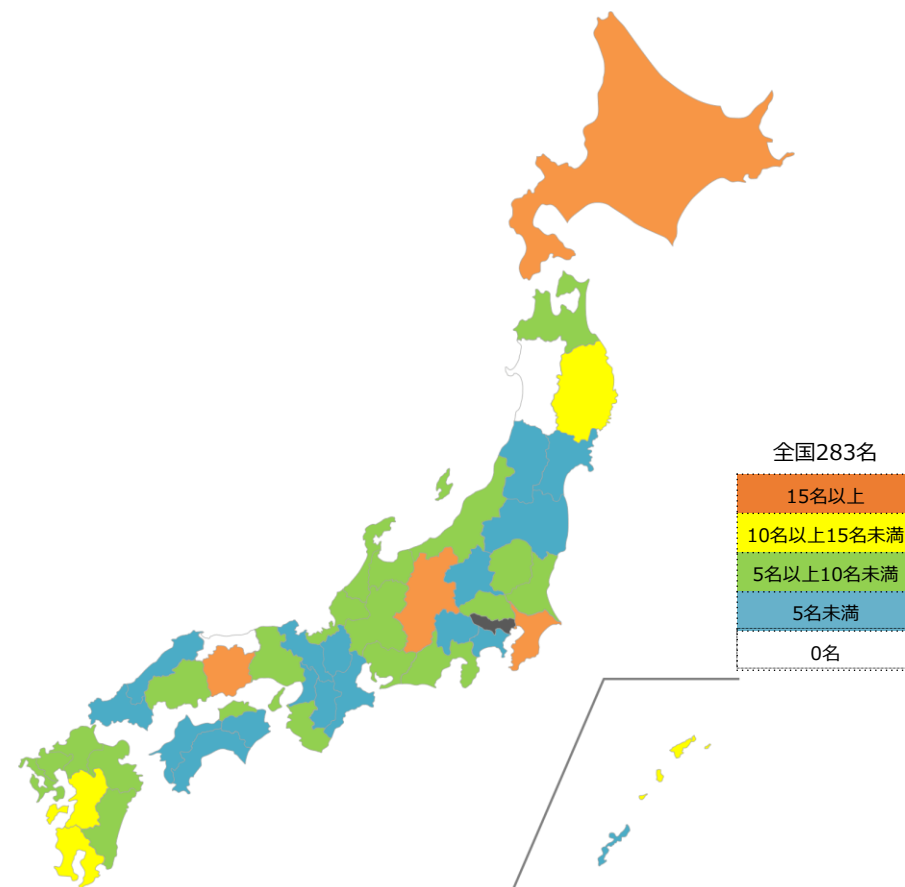
都道府県別の専門家登録状況（令和7年度）

- 全国で2,247名の専門家の登録があり、最多の静岡県で111名の登録がある一方、最小の神奈川県では17名となっており、登録している専門家の層にバラつきがみられる。
また、専門家として登録している農業経営アドバイザーは、全国で283名、最多の北海道で25名の登録がある。

専門家の登録状況



うち農業経営アドバイザーの登録状況

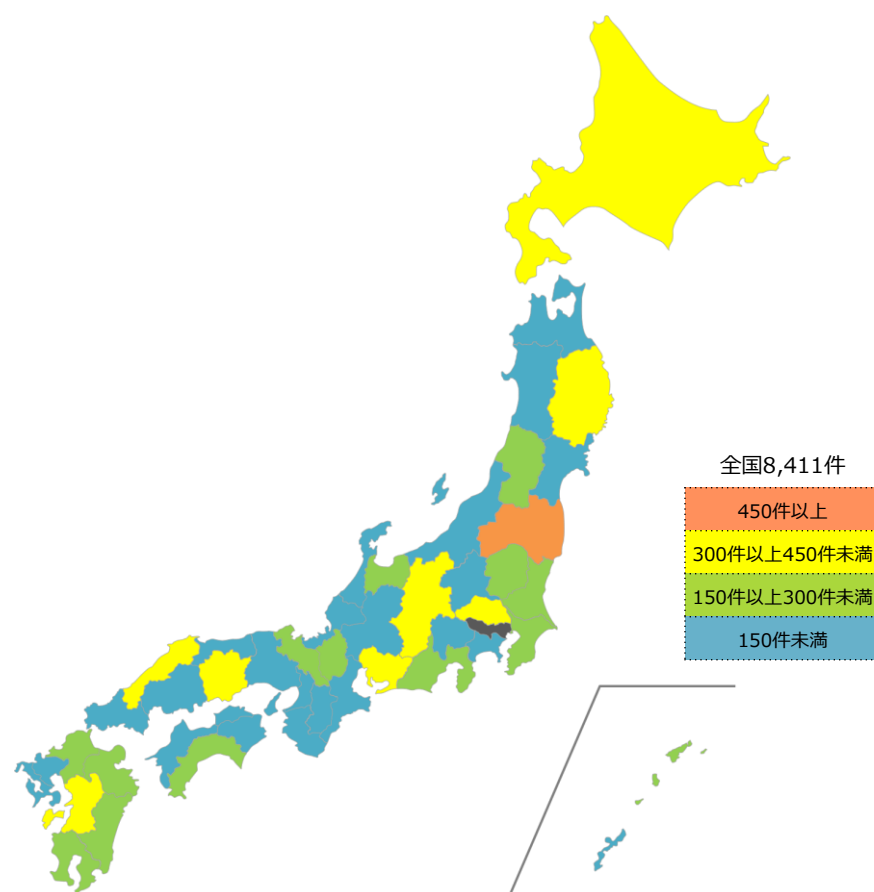


（注）農業経営アドバイザーとは、日本政策金融公庫の制度であり、農業の特性を理解している農業経営者から寄せられる幅広い要望に専門的かつ柔軟に対応して、経営発展を支援できる人材として認定を受けた者をいう。

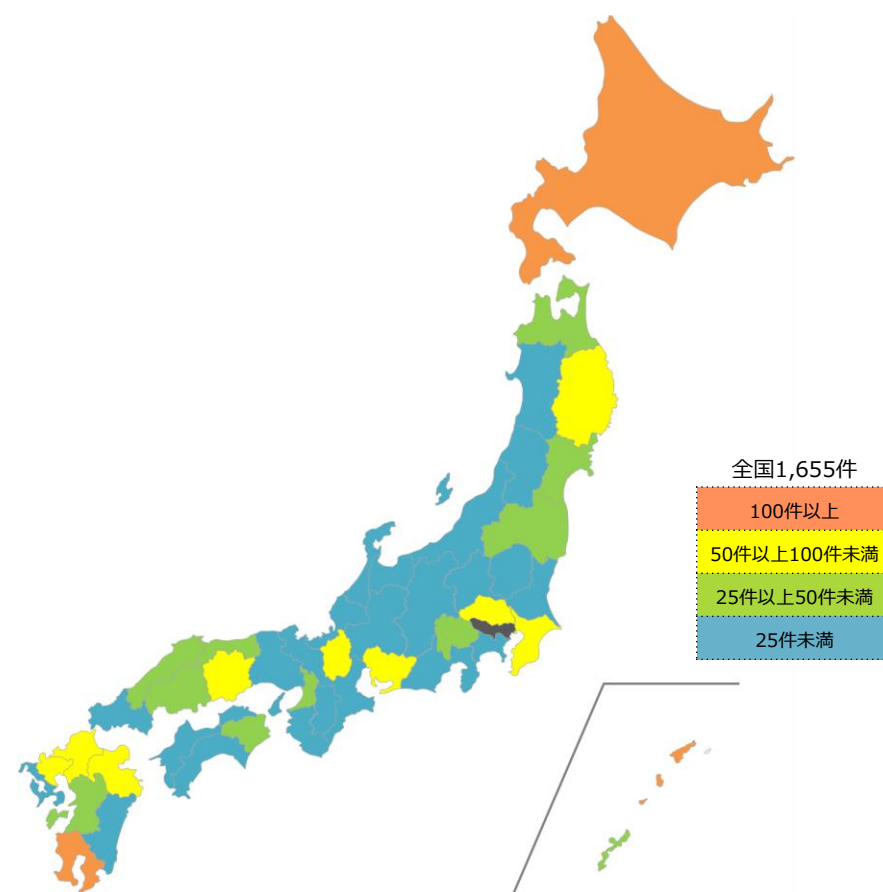
都道府県別の就農サポート状況（令和7年度）

- 就農等を希望する者からの相談対応は、全国で8,411件となっており、最多の福島県は752件、最小の奈良県は15件となっている。
- 相談を受けて、市町村や雇用就農先の農業法人等を紹介した実績は、全国で1,655件となっている。また、15道府県において自衛官からの就農相談が計23件あり、うち11件に対して就農候補先の市町村等を紹介している。

就農サポートの実施状況



市町村等への紹介状況



農業経営・就農支援センターにおける活動事例（令和7年度）

大阪府農業経営・就農支援センター

主な相談内容：第1位 雇用・労務（29.0%）

第2位 経営改善・診断（20.2%）

第3位 販路拡大・促進（13.7%）

支援実績：専門家派遣支援件数 36件

専門家登録数：28名

（中小企業診断士、税理士、社会保険労務士 等）

特徴的な取組：

・企業向け農業参入セミナー等を開催

農業参入を検討する企業の掘り起こしや、参入企業を増加させるため、企業向け農業参入セミナー及び農作業体験交流会を開催した。

企業向け農業参入セミナーでは、農業経営を実践する税理士を招いて、参加した19社に対して、農業参入に必要な基礎知識や留意点等を紹介した。講演後には、市町村、JA等による個別相談会を実施し、参入希望企業と地域とのマッチングを支援した。

また、農作業体験交流会は、大規模土地利用型農業及び農福連携を実践する2社において、農作業を通じた企業間交流を11社で行い、農業参入への理解促進を図った。

これらの取組により、2社が年度内に農業参入した。



企業向け農業参入セミナー
（ブース個別相談会）



農作業体験交流会
（意見交換会）

宮崎県農業経営・就農支援センター

主な相談内容：第1位 経営改善・診断（12.1%）

規模拡大・集積（12.1%）

補助事業（目標達成）（12.1%）

支援実績：専門家派遣支援件数 13件

専門家登録数：47名

（社会保険労務士、中小企業診断士、税理士 等）

特徴的な取組：

・事業承継・引継ぎ支援センターと連携した経営継承の支援

農業経営・就農支援センターの構成員である農業振興公社が事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、それぞれ開催する研修会に相互に参加して支援機関としての資質向上に取り組んでいる。特に、農業法人の支援では、事業承継・引継ぎ支援センターと連携した税務、法務、M & A等の支援を実施。

・民間システムを活用した資産の評価による経営継承の円滑化

県と民間企業が連携協定を結んで開発したシステムを活用し、農業用中古ハウスの参考価格を示すことで、出し手と受け手（新規就農者等）間の価格のミスマッチ防止に努めている。



農業の経営継承の研修会の様子



経営継承相談への支援の様子

農業経営・就農支援体制整備推進事業

令和9年度予算概算要求額 1,286 百万円（前年度 600百万円）

＜対策のポイント＞

都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農・参入等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取組のほか、地域外や異業種の法人による農業参入を支援します。

＜事業目標＞

支援実施から5年後における農業者の経営戦略目標を達成した経営体数の増加（支援経営体数の8割）等

＜事業の内容＞

1. 農業経営・就農サポート推進事業

746百万円（前年度 446百万円）

都道府県が就農・参入や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農・参入等の相談対応、異業種の法人誘致、就農・参入候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。

2. 農業参入促進対策

370百万円（前年度 -）

- ① 異業種の法人等と誘致したい自治体とのマッチングや、農業参入した法人のプラットフォームの創出等を行う取組を支援します。
- ② 都道府県・市町村と連携しつつ、民間団体の知見・ノウハウを活用して、農業参入や移譲を希望する農業法人の継承に関する情報の一元化や、地域外や異業種の法人の参入を促進します。

3. 経営発展・就農促進委託事業

140百万円（前年度 124百万円）

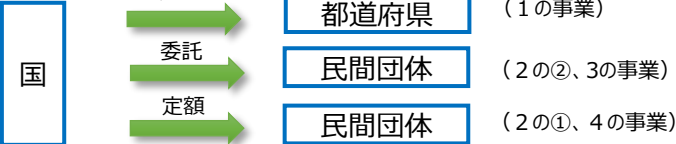
農業者の経営基盤の強化に資する、農業経営人材育成のための研修プログラム等の研究・開発を行うとともに、農業法人の経営動向の調査・分析や早期継承・第三者継承の促進に関する調査・分析を実施します。

4. 優良経営体表彰等事業

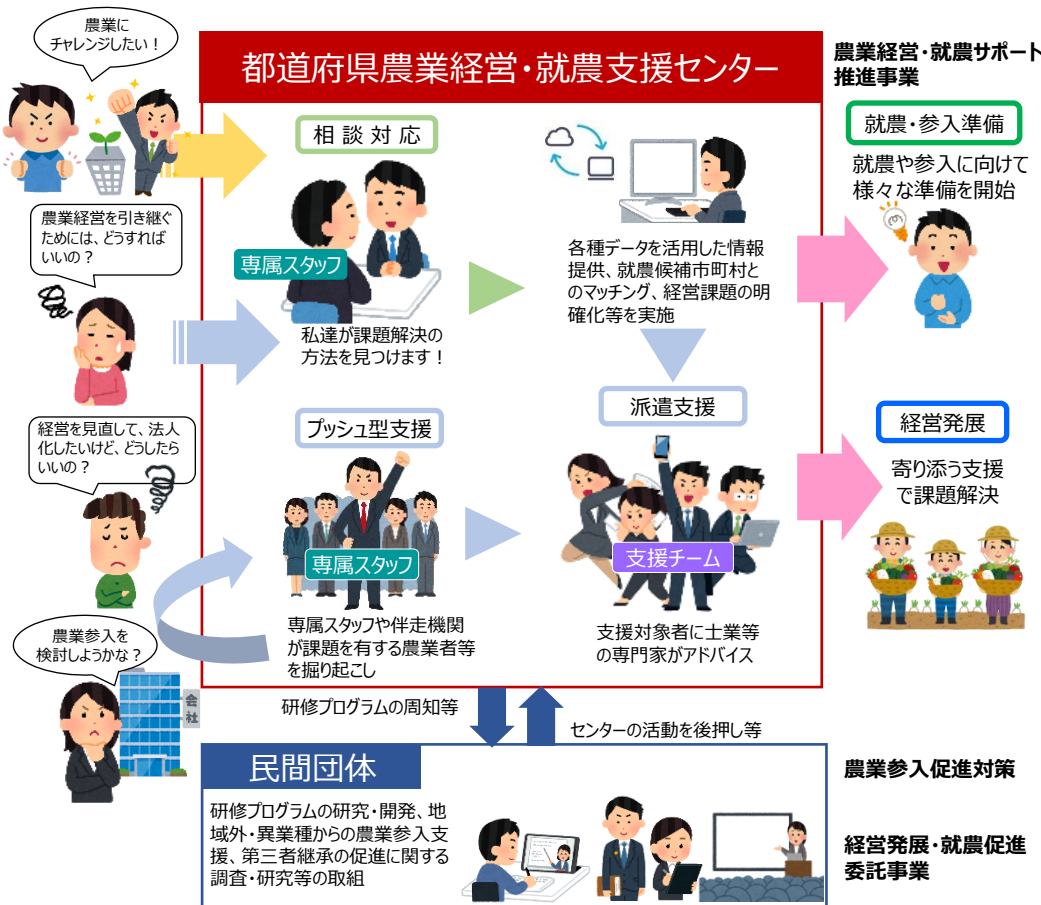
30百万円（前年度 30百万円）

優良経営体表彰及び民間団体が行う担い手サミット開催のために必要な経費に対する補助します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 (03-3502-6441)